令和３年10月1日

（一財）茨城県教職員互助会

**慶弔金給付等の取り扱いについて**

**１　趣旨**

　　　本県では令和元年に「いばらきパートナーシップ宣誓制度」が導入するなど、性的マイノリティへの不当な差別的取り扱いの解消を図る取り組みを進めており、性的マイノリティの職員の働きやすい職場環境づくりを推進するため、教職員の福利厚生に考慮し、慶弔金及び退職医療事業に係る配偶者について「配偶者の対象にパートナーシップ関係にある者も含む」とする見直しを行いました。

**２　取扱方針**

　　　以下慶弔金等について、給付するにあたり配偶者は、パートナーシップ関係（※）にある者も含むこととする。

　　　※パートナーシップ・・一方又は双方が性的マイノリティである二人の者の関係

　　　　性的マイノリティ・・典型的とされていない性的思考又は性自認を持つ者

＜慶弔金＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 給付条件 | 金額 |
| 結婚祝金 | 会員が結婚したとき | 30,000 |
| 配偶者出産費 | 会員の配偶者が出産したとき | 20,000 |
| 就学祝金 | 会員の子 (会員またはその配偶者が親権者である子に限る）が小学校に就学したとき | 20,000 |
| 弔慰金 | 会員が死亡したとき | 800,000 |
| 家族弔慰金 | 会員の家族が死亡したとき | 配偶者100,000 |

＜退職医療事業＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加入 | 条件 | 届け出 |
| 退職会員への移行及び加入 | 現職会員の配偶者が退職会員になろうとするとき | 現職会員が退職会員に移行するときに退職医療事業退職会員移行届・加入届を理事長に提出しなければならない |

【認定のための必要書類】パートナーシップ関係を確認できる次の書類を申請時に提出

1. 「いばらきパートナーシップ宣誓書」（写）
2. 「いばらきパートナーシップ宣誓書受領証」（写）

**３　施行日**

　　令和３年１０月１日

　　※但し、令和元年１０月１日から令和３年９月３０日までの間に、事実発生した場合を含む。